

尼崎市パートナーシップ宣誓制度 手引き

尼崎市

はじめに

尼崎市では、「まちづくり基本計画」を策定し、平成30年からスタートした「後期まちづくり基本計画」では、「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」を施策の展開方向に掲げ、自分らしく生き、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指しています。

また、第3次尼崎市男女共同参画計画においても、「性の多様性に配慮した人権の尊重」の方針を掲げ、性の多様性を尊重し、理解を深めるための取組を行っています。

その取組の一環として、「人権文化の息づくまち・あまがさき」のさらなる実現を目指し、性的マイノリティ等の二人が互いをパートナーとする宣誓をしたことに対して、証明書を交付する「パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

制度導入により、市民一人ひとりが多様性を認め合うとともに、自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられる社会の実現を推進します。

1	パートナーシップ宣誓制度について	1
2	パートナーシップとは	1
3	宣誓することができる方	2
4	パートナーシップ宣誓の流れ	4
5	宣誓に必要な書類	5
6	受領証の再交付を希望するとき	6
7	宣誓内容を変更したとき	7
8	受領証を返還するとき	7
9	Q&A	8

1 パートナーシップ宣誓制度について

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力を有するものではありませんが、同制度の導入により、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、性的マイノリティの方への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するものです。

2 パートナーシップとは

ここでいう「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二者の間の関係をいいます。

★ 性的マイノリティ

性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。

★ 宣誓

パートナーシップを形成している者同士が、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

3 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓の当日に成人（20歳以上）であること
2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと。
- (4) 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
※P1「2 パートナーシップとは」を参照

- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※民法の規定により、以下の関係にある人と宣誓をすることはできません。

《直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係》

直系血族…祖父母、父母、子、孫等

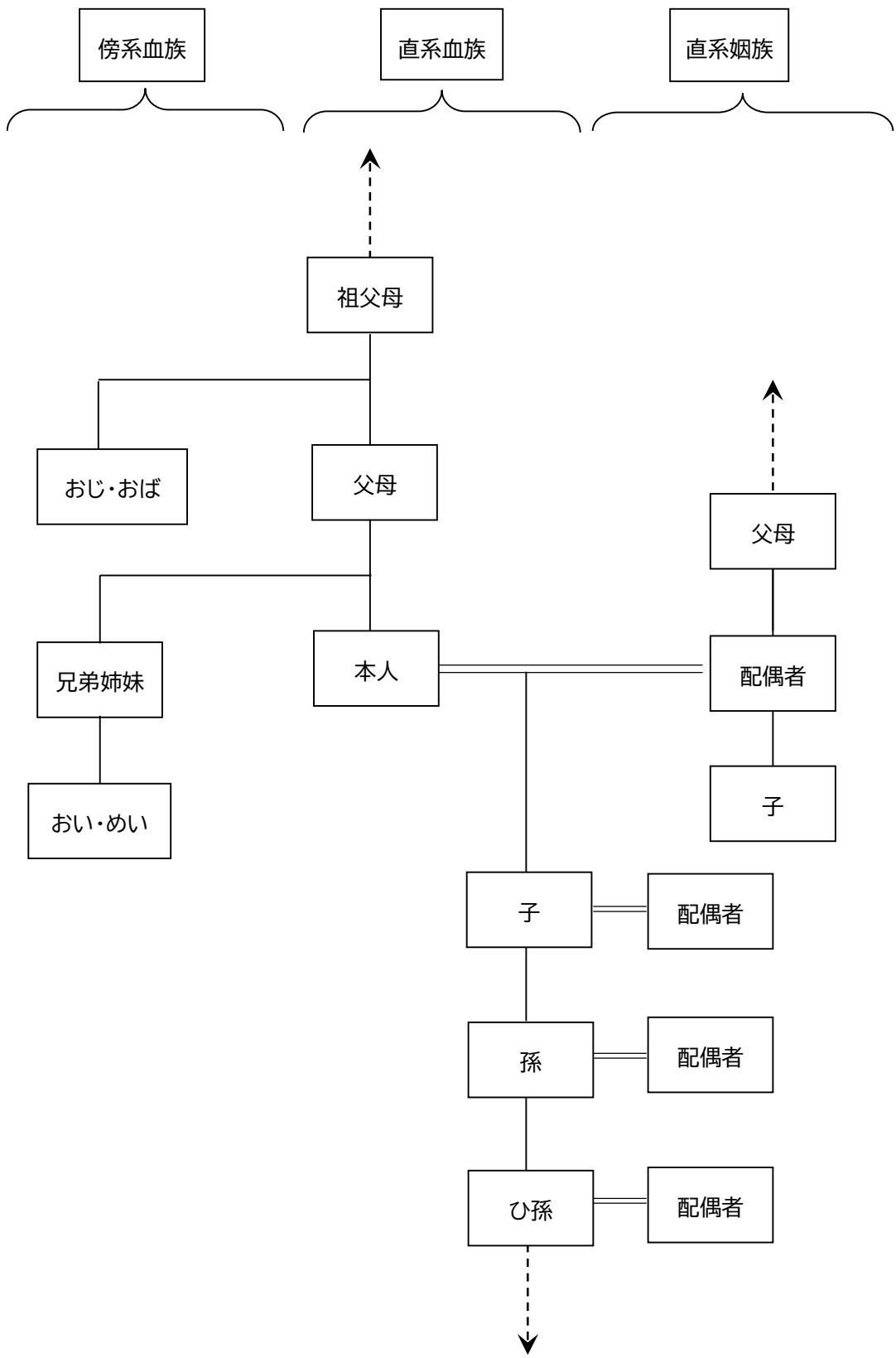
三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

(次ページの図を参照)

※ただし、宣誓者同士がパートナーシップ関係に基づく養子と養親の関係にある場合を除く。

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



4 パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓から宣誓書受領証の交付までの主な流れは次のとおりです。

(1) 窓口または郵送で事前書類審査

証明書の交付日にお待ちいただく時間を最小限にするために、必要書類をダイバーシティ推進課へご持参または郵送でお送りいただき、予め審査内容を確認します。審査が終了次第、ご連絡し、宣誓書受領証の交付日時を調整します。

★ 事前書類審査

1週間程度かかります。書類に不備等があれば、さらに時間がかかりますので、宣誓書受領証の交付日にご希望がある場合は、早めに事前審査を行ってください。

★ 宣誓書受領証の交付日時

提出書類に不備がある場合や他の予約状況等により、希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時

(2) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

予約したパートナーシップ宣誓書受領証の交付日時にお二人そろってお越しいただき、宣誓書受領証にお名前をご記入ください。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しくください。

★ 交付書類

- パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）
- 受領印を押印した「パートナーシップ宣誓書」の正本の写し又はその副本

提出先・問い合わせ先

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1
尼崎市役所 ダイバーシティ推進課（本庁中館7階）
TEL：06-6489-6658
FAX：06-6489-6661
Email:ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp

5 宣誓に必要な書類

宣誓に必要な書類は次のものとなります。

(1) 事前書類審査のときに必要なもの

次の3種類の書類をダイバーシティ推進課までご持参いただくか、郵送でお送りください。

①パートナーシップ宣誓書（様式第1号）とパートナーシップ宣誓確認書（様式第2号） （通称名を使用する場合は、通称あてに届いた郵便物や社員証等の写し）

- ★必要事項を記入してください。
- ★代筆をお願いした場合は、代筆者（宣誓者以外の方）の方も記入してください。
- ★基本的に正本1通及び副本2通の3部をご用意ください。
- ★日付欄に記入した日が宣誓日となります。

②現住所を確認できるもの

住民票の写し <3か月以内に発行されたもの>

- ★同一世帯の場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
- ★尼崎市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類のご提示ください。
なお、一方がすでに市内に居住されている場合は提出の必要はありません。
例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書

③独身であることを証明できるもの<3か月以内に発行されたもの>

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍証抄本）、独身証明書のいずれか。

- ★外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

(2) 宣誓書受領証の交付のときに必要なもの

本人確認書類（戸籍法施行規則第 11 条の 2）

- ★本人の顔写真が貼付されたもの場合は 1 点をご提示ください。
個人番号カード（通知書は不可）・旅券・運転免許証など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等。
- ★上記の書類がない場合はアから 2 点、またはアから 1 点とイから 1 点をご提示ください。
 - ア 保険証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等
 - イ 写真付きの学生証、法人の発行した身分証明書等
- ★代筆者の方も本人確認が必要です。

6 受領証の再交付を希望するとき

宣誓書受領証を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第 4 号）をご提出ください。

- ★パートナーシップ宣誓書受領証（様式第 3 号）を再交付します。
- ★受領証の裏面特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。
- ★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 宣誓内容を変更したとき

住所（市内転居）、名前を変更した場合は、パートナーシップ宣誓書記載内容変更届（様式第5号）を宣誓書受領証、変更の事実が確認できる書類とともにご提出ください。

- ★パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）を再交付します。
- ★受領証の裏面特記事項欄に「変更届： 年 月 日」と記入します。
- ★届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

8 受領証を返還するとき

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）とともに宣誓書受領証を市に返還してください。

- ★パートナーシップを解消したとき。
- ★死亡したとき。
- ★双方が本市域外に転出するなど申請者の要件に該当しなくなったとき。
※ただし、下記の協定を締結している自治体へ転出する場合はこの限りでない。

「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」（令和3年4月6日締結）に基づき、締結自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓申告書（様式第7号）とともに次の書類を転入自治体へご提出ください。転入先の宣誓書受領証を交付します。

- ★①宣誓申告書（様式第7号） ②住民票の写し ③転出元自治体受領証
※独身証明書、戸籍謄本、戸籍抄本を改めて提出する必要はありません。
※自治体によって受けられる行政サービスが異なります。

9 Q&A

Q なぜ尼崎市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性や互いを認め合い、不当な差別を受けることのない「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」の実現を目指し、性的マイノリティの方々の自分達の存在を公に認めてほしいという気持ちを受けとめるとともに、性的マイノリティの方々への社会的理解や性の多様性を尊重する取組を推進するために導入するものです。

Q パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 個室での対応も可能です。提出書類や、記載内容等の個人情報、必ず守られます。

Q パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A パートナーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。（ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q パートナーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同一でないとできないのですか。

A 戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方もいると考えられます。

そのような方々についてもパートナーシップ宣誓制度が利用できるよう、尼崎市では戸籍上の性別は限定しない取扱いとしています。

Q 尼崎市民でないと宣誓できませんか？

A いずれか一方又は双方が尼崎市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓は可能です。転入予定で宣誓した場合、尼崎市に転入することがわかるもの（転出証明書等）をご提示ください。

Q 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A 外国籍の方も、市民である、または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q 事実婚の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A 事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入するもので、制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q 通称名を使用できますか？

A 使用できます。性別違和の人が使用している自認する性別にあった名や、外国籍の人が使用している日本名が該当します。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前を記入します。

Q パートナーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A すぐにお渡しできます。ただし、事前審査の時から住所等に変更が生じている場合、内容確認などに時間を要します。

Q 受領証にはどのような効力や使い道がありますか？

A 受領証は、市の内部規定である要綱に基づく書類であり、法的な効力はありませんが、市の制度では、市営住宅の申込、民間サービスでは携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用などへの活用が想定されます。当制度の導入をきっかけとして、民間サービスへのさらなる波及効果も期待されます。

例：生命保険の受取人の適用、住宅ローンの適用など。

Q 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

A 市が宣誓書を受領するとともに受領証を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすのではないですか？

A 当制度は、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではなく、性の多様性を尊重し、お二人のパートナー関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止めるとともに、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。